

「大阪府公共建築工事共通費積算基準」及び 「大阪府公共建築工事共通費積算基準の運用」の改定について

大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室が発注する工事の積算に用いる「大阪府公共建築工事共通費積算基準」及び「大阪府公共建築工事共通費積算基準の運用」を改定しました。

本改定内容は、令和6年2月15日以降に公告する案件から適用することとしましたので、お知らせします。

【主な改定の概要】

1. 「大阪府公共建築工事共通費積算基準」（令和6年1月改定）及び「大阪府公共建築工事共通費積算基準の運用」（令和6年1月改定）

(1)国土交通省の「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事積算基準等資料」の改定を踏まえて、一般建築、設備工事及び府営住宅の屋外整備工事の共通仮設費率及び現場管理費率の算定式等の見直し

〔※ 府営住宅（屋外整備工事を除く）に係る建築及び設備工事の共通仮設費率及び現場管理費率は現行どおり〕

(2)専門工事の工種の見直し

(3)専門工事のうち、造園工事、防水工事、塗装工事の現場管理費率及び一般管理費率の見直し

(4)専門工事のうち、くい工事、取り壊し工事の現場管理費率の見直し

(5)一部、文言の追加・修正

2. その他

下請経費率の見直し（国土交通省の「公共建築工事積算基準等資料 令和5年3月改定」によるもの）

複合単価の算定に用いる歩掛において、下請経費等が含まれる「その他」の率は、中間値＋1%を採用（改定前は、中間値を採用）

※ 基準については、「公共建築室ホームページ」からダウンロード可能です。

https://www.pref.osaka.lg.jp/koken_keikaku/news_hattyu/sekisankizyunichiran.html

＜問い合わせ先＞

大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室

TEL：06-6941-0351（代表）

内線 4611（一般建築課）

内線 4628（住宅建築課）

内線 4640（設備課）